



障障発第1201001号
老振発第1201002号
平成18年12月1日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長



厚生労働省老健局振興課長



構造改革特別区域における「指定通所介護事業所等における
知的障害者及び障害児の受入事業」の全国展開について

「構造改革特別区域基本方針の一部変更について」（平成18年12月1日閣議決定）のとおり、構造改革特別区域における「指定通所介護事業所等における知的障害者及び障害児の受入事業」は、平成18年10月1日からの障害者自立支援法（平成17年法律第123号）の一部の施行に伴い、障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）が公布、平成18年10月1日から施行されたことにより、構造改革特別区域計画の認定を受けずに実施することができることとなった。

このため、「構造改革特別区域における「指定通所介護事業所等における知的障害者及び障害児の受入事業」について」（平成18年4月3日付け障障発第0403003号・老振発第0403001号）については、平成18年9月30日をもって廃止することとする。

なお、介護給付費等の算定に当たっては、障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号）別表介護給付費等単位数表により行われたい。

ついては、管内市区町村及び関係者に周知し、事業が円滑に実施できるよう御配慮をお願いします。

なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。